

# 書評

BOOK REVIEWS

毛塚 勝利 編

## 『事業再構築における労働法の役割』

池田 悠

1

バブル経済の崩壊に伴う未曾有の長期不況に直面した日本の使用者は、事業組織の再構築を行うことでその存続を図ってきた。このような使用者の動きに呼応して、バブル経済崩壊後の日本では、使用者が必要とする事業組織の再構築を簡易・迅速に行うことができるよう会社法制を中心とした法改正が進められてきた。そして、近年は、経済のグローバル化を受けた他の先進国あるいは新興国との産業競争の激化が、使用者に一層のリストラクチャリングを求める圧力となっている。その結果、現在の日本において、使用者における事業組織の再構築は日常茶飯事の現象となり、事業組織の売買もまるで原材料や商品を売り買いするかのよう实施方式に実施されている。

そして、使用者における人的・物的な環境の変動は、労働関係にも重大な影響をもたらし得る。ところが、本書でも問題にされている通り、日本では、会社分割時の労働契約の承継等に関するルールを定めた労働契約承継法が平成12年に導入されて以来、立法上の動きは存在せず、学説においても議論が活性化しているとは言いがたい状況にある。

このような状況下で、本書は、事業組織の再構築にかかる労働者の取扱いを分析し、解釈論・立法論の双方から課題の析出を試みたものである。本書の特徴は、(1) いずれも労働関係に重大な影響をもたらす現象として、「①企業という法主体の変更をともなう事業組織の再編（企業再編）、②事業の分離解体による業務とヒトの外部化（システム内外外部化）、③事業の人的

合理化（解雇・労働条件変更）」の3つを「事業の再構築」として捉え、(2) 気鋭の労働法研究者及び法曹実務家が協働して、(3) 外国法の状況をも踏まえつつ、(4) 解釈論・立法論の両面から、(5) 公務関係も含め



●中央経済社  
2013年10月刊  
A5判・540頁・  
本体7000円+税

●けつか・かつとし  
中央大学法学部教授。

た網羅的な検討を加えているという点にある。

そこで、紙幅の関係上、個々の論文に対する評価は別稿に譲るとして、以下では、本書全体の構成を紹介しつつ全般的な印象を述べることにする。

2

まず、本書の構成は、第1編において、事業の再構築をめぐる日本法の検討がなされ、第2編では、比較法研究としてEU法・ドイツ法・イギリス法が順に検討されている。

そして、第1編「事業の再構築をめぐる法的問題」では、序章「課題設定」（毛塚勝利執筆部分）において、問題状況が整理された上で、第1編全体の構成及び各論文の要約が示されている。これは、本書が「2008年に連合総合労働局（長谷川裕子局長）に設置された研究会（「事業再編と労働者保護に関する検討会」）」の報告書としての意味合いを有していることから、日本法の総括に当たる内容が序章として冒頭に位置づけられたものと思われる。

続いて、いわば各論である第1編第1章以下において、第1編第1章「組織再編をめぐる法律問題」（根本到執筆部分）は、合併・会社分割を中心とした検討を行っている。そして、同論文は、会社法に対する詳

細な考察を前提に、合併及び会社分割にかかる個別的・集団的労働関係の取扱いにつき、会社法上の債権者保護法理の応用可能性を含めた解釈論上の試論を提示しつつ、憲法上の権利である使用者選択の自由に反するとして、主従事労働者の異議権が認められていない現在の労働契約承継法3条を批判している。

第1編第2章「事業譲渡における労働契約の承継をめぐる法的問題」(有田謙司執筆部分)は、古典的論点とも言える事業譲渡に際しての労働契約の取扱いに関し、前提として、事業譲渡の類型を提示し、裁判例及び学説における議論状況を類型化して整理した上で、事業譲渡にかかる労働契約の承継について労働契約承継法の類推適用を主張している。

第1編第3章「解散・倒産をめぐる法的問題」(徳住堅治執筆部分)は、会社解散時における整理解雇法理の適用のあり方や取締役の第三者責任に基づく責任追及の余地があることを解釈論として分析しつつ、倒産時に関しても、①労働債権の確保、②労働条件変更・企業年金の減額、③雇用確保という3つの視点から、著者の豊富な実務経験を踏まえつつ、現行法の詳細な分析を行っている。

第1編第4章「現代における整理解雇法理のあり方」(高橋賢司執筆部分)は、日本の整理解雇事例の大半が少数の指名解雇に等しい現状を指摘した上で、現在の整理解雇法理について社会的弱者や少数者の排除法理として機能していると批判し、とりわけ解雇対象者の選定基準に関し、倒産時も含めて「社会的な観点」を導入すべきと主張し、さらにはドイツ法に倣って労働者代表の解雇手続への関与や解雇に対する補償金の支払いを立法論として導入すべきと提唱している。

第1編第5章「賃金処遇制度の見直しをめぐる法的問題」(長谷川聡執筆部分)は、就業規則法理が相対的合理性審査になっているという現状を指摘した上で、その法的根拠や基準の不明確さを問題視している。また、組織再編にかかる労働条件変更に関しては、その先後関係などで類型化を行い、事業譲渡時に労働条件の変更を条件にして労働者を承継する場合は、倒産時も含め、変更解約告知として処理することに利点があると指摘している。

第1編第6章「第三者労働力利用と集団的労使関係」(本久洋一執筆部分)は、ヒトの外部化として派遣労働

者が利用される場合、派遣労働者の労働条件その他の待遇に関して派遣先事業主が団交応諾義務を負うかという集団的労働関係の問題に関し、派遣法上の使用者責任の分配に依拠しつつ、派遣法違反などの帰責性を根拠に派遣先の団交応諾義務を認めている現状の裁判例を、雇用関係の存在に囚われすぎているとして批判し、団交権保障の趣旨から考えると、労働関係を支配する派遣先が団交応諾義務を負うと主張している。

第1編第7章「公務部門の法的問題」(小川正執筆部分)は、公務部門の再編に着目し、その手法を整理しつつ、関係する公務員の任用関係や受託先労働者の処遇を手法ごとに整理し、解釈論・立法論両面から、雇用・任用関係や労働条件の維持・継続に対する配慮の必要性を主張している。

そして、以上の考察を前提に、第1編第8章「事業再編における労働者保護に関する立法論的検討」(毛塚勝利執筆部分)は、連合総合労働局が事業組織再編研究会において2009年に取りまとめられた「事業組織の再編における労働者保護に関する法律案要綱(案)」の解説を通じて、事業再構築時の労働者保護のあり方を包括的な立法論として提示している。

続いて、第2編「比較法の視点からの検討」を行う前提として、第2編第1章「EU法」(橋本陽子執筆部分)においては、組織再編時の労働関係の保護を規定した事業移転指令(2001/23/EC)に関する分析が行われており、とりわけ同指令の中核概念である事業移転概念に関して、欧州司法裁判所の判例にかかる分析が詳細になされている。

第2編第2章「ドイツ法」においては、ドイツにおける事業再構築時の労働関係の処遇に関する包括的な分析がなされている。ここでは、①ドイツ法全体の構成が説明された(根本到執筆部分)上で、②事業譲渡時の労働者保護を規定したドイツ民法典613a条の分析(松井良和執筆部分)、③合併や会社分割時の労働関係の取扱いに関する組織変更法の分析(根本到執筆部分)のほか、④親子会社関係などのコンツェルンにかかる企業結合法制的分析(根本到執筆部分)、⑤企業再編時の労働者代表の参加制度の分析(高橋賢司執筆部分)、⑥倒産時における労働者の取扱いの分析(高橋賢司執筆部分)、⑦民営化に際してのドイツ民法典613a条に基づく労働者保護の分析(松井良和執筆部

分)が掲載され、日本法の構成に可能な限り近似させた項目を立てて並列的な検討がなされている。

そして、第2編第3章「イギリス法」においては、①イギリスにおける事業再構築時の労働者保護にかかる制度が検討され(長谷川聡執筆部分)、②同制度の公務部門にかかる適用状況が分析されている(清水敏執筆部分)。

### 3

このように、本書は、典型的な使用者の組織再編行為である事業譲渡や会社分割に限らず、「事業の再構築」という幅広い対象を網羅的に検討することで、アウトソーシング・外部労働者の利用・倒産手続・公務関係など、これまで必ずしも十分に検討されてこなかった現象にかかる重要な基礎的考察を提供している。そして、事業組織の再構築にかかる網羅的な分析が日本法のみならず外国法においてもなされているところに、本書の第二の意義が見出される。特に、第1編第8章は欧州法とは異なる日本法の立法モデルを提示しているところ、詳細な欧州法研究があることで初めて同立法モデルの提示が可能になるものと解される。

もっとも、本書では、欧州法をモデルに、それとは異なる日本法の立法モデルを提示するという目的があったとしても、なにゆえドイツ法とイギリス法が研究対象になったのか説明が存在しない。あえて言えば、同じEU法の適用を受けながら大陸法圏にあるドイツ

と英米法圏にあるイギリスを対象に選定したものと推察されるが、本書からは判然としない。そして、折角の詳細な研究にもかかわらず、外国法研究に関しては総括が存在しないため、EU法はともかく、イギリス法にかかるページ数がドイツ法の概ね半分にとどまる理由も、イギリス法においてドイツ法のような規定や議論のないことが理由なのか、判然としない。

また、日本法に関しては、テーマごとに立法・解釈の状況が異なるためか、①裁判例をはじめとする現行実務や学説の分析を中心に据えた論文、②現行の実務を批判してあるべき解釈論・立法論を提示する論文に大きく分かれているように見受けられる。そして、②として提示された立法論・解釈論に関しては、「事業の再構築」の必要性を出発点とするのではなく、「事業の再構築」における労働者保護の必要性を出発点にして検討されている印象が強いため、提示されたあるべき解釈論・立法論が「事業の再構築」の必要性に及ぼす影響など、経済活動全体を見据えた指摘が見られない点に物足りなさも感じられ得る。

とはいえ、使用者における事業組織の再構築が日常茶飯事となる中で、議論が停滞しがちな労働法上の視点をあらためて掘り下げている本書は、今後の学界における議論を喚起する素材として重要な意義が認められる。本書を端緒として、事業組織の再構築にかかる労働法上の議論の活性化が期待されると言えよう。

いけだ・ひさし 北海道大学大学院法学研究科准教授。  
労働法専攻。